

別紙

宮城県からのお知らせ 「歯科衛生士業務従事者届を忘れずに」

歯科衛生士の業務に従事している方は、令和4年12月31日現在の状況を知事に届出する必要があります。

従来、紙による届出のみでしたが、今年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能になります（紙による届出も可能です）。

（1）オンラインによる届出

医療従事者届出システムにより提出してください。医療従事者届出システム操作マニュアル、よくある質問等は、厚生労働省の専用ホームページ

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryoujujishatodokede-sys.html）に随時掲載されますので、御参照ください。

なお、オンライン届出の手続き、操作方法等に関するお問い合わせは、厚生労働省ホームページのヘルプデスクにお願いいたします。

（2）紙媒体による届出

届出用紙は、12月上旬から各保健所より就業先に送付されますので、必要事項を記載し、令和5年1月16日（月）まで就業地を管轄する保健所へ提出してください。

なお、届出用紙は、県医療政策課のホームページ（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryuu/shiken01-juujitodoke.html>）からダウンロードすることができます。

【お問い合わせ】

宮城県仙南保健所企画総務班	0224-53-3116
宮城県塩釜保健所企画総務班	022-363-5502
宮城県大崎保健所企画総務班	0229-91-0708
宮城県石巻保健所企画総務班	0225-95-1420
宮城県気仙沼保健所企画総務班	0226-22-6661
仙台市健康福祉局健康安全課	022-214-8073
宮城県保健福祉部医療政策課	022-211-2614